

官報 号外 昭和六十三年十二月九日

○ 第百十三回 参議院会議録第十二号

昭和六十三年十二月九日(金曜日)

午前十時一分開議

○ 議事日程 第十二号

昭和六十三年十二月九日

午前十時開議

第一 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 裁判所の休日に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 行政機関の休日に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○ 本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(土屋義彦君) これより会議を開きます。
日程第一 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長向山一人君。

審査報告書

地方自治法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年十二月八日
参議院議長 土屋 義彦殿

地方行政委員長 向山 一人

右決議する。

要領書
一、委員会の決定の理由

本法律案は、公務の効率的な運営を図りつつ週休二日制を実施するため毎月の第二土曜日又は第四土曜日を条例で定めるところにより地方政府公共団体の休日とする制度を設ける等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、労働時間の短縮、週休二日制の普及促進が緊急かつ重要な国民的課題となつてゐることにかんがみ、地方政府公共団体の土曜閉庁の積極的な推進をはかるため、左の事項について善処すべきである。

一、当面の課題である月一回の土曜閉庁の導入

を、すべての地方政府公共団体で円滑に推進するたとともに、行政サービスを極力低下させないよう特段の配慮を行うこと。

二、土曜閉庁方式の実施に当たつては、その趣旨について住民の理解と協力を得るよう配意する

とともに、行政サービスを極力低下させないよ

う特段の配慮を行うこと。

三、交換制職場等閉庁方式の導入が困難な部門においても、労働時間の短縮、週休二日制を早期に実施するよう努めること。

四、年次休暇の完全取得の促進、超過勤務の縮減、休暇制度の拡充等について特段の配慮を払い、年間総労働時間の短縮に努めること。

五、土曜閉庁方式による完全週休二日制が早期に実現できるよう、計画的な条件整備に努めること。

第一節 組織等
第三編第五章第二節中第三百六条の次に次の二条を加える。

(休日)
第三百六条の二 事業団に対する第四条の二の規定の適用については、同条中「条例」とあるのは、「事業団規則」とする。

附則第六条を次のよう改める。

第六条 地方公共団体が第四条の二第一項の規定により地方公共団体の休日として同条第二項第一号の土曜日を定める場合においては、当分の間、毎月の第二土曜日又は第四土曜日を定めなければならない。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の地方自治法第四条の二第一項の規定による条例が制定施行されるまでの間は、地方政府公共団体の休日は、この法律の施行の際現に休日とされている日によるものとする。

(漁業法の一部改正)

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項中「第二百七十三条(選挙に関する届出等の時間)」を「第二百七十三条本文(選挙に関する届出等の時間)、第二百七十三条の二(選挙に関する届出等の期限)」に改め、同項の表第二百五十四条の二第一項の項の次に次のように加える。

第一百七十三条の二 第十五章(争訟)

漁業法第九十四条において準用する第十五章(争訟)
項、第二百六条第二項、第二百八条及び第二百十六
条の規定を除く。)

(公職選挙法の一部改正)

公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百六十九条(特定の市に対する本法の適用関係)」を「第二百六十九条(指定都市に対する届出等の時間)」に改める。

第一百七十三条の次に次の二条を加える。

(選挙に関する届出等の期限)

第二百七十三条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて自治大臣、中央選挙管理委員会又は選挙管理委員会に対する届出、請求、申出その他の行為(内閣総理大臣、選挙管理委員会等が自治大臣又は選挙管理委員会に対する行為を含む)の期限については、行政機関の休

日に亘る法律(昭和六十三年法律第二百七十九号)第二条本文(期限の特例)及び地方自治法第四条の規定は、適用しない。ただし、第十五章(争訟)に規定する争訟に係る審議の申出又は審査の申立ての期限については、この限りでない。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)
農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
第五条中「第二百七十三条本文(選挙に関する届出等の時間)」の下に「、第二百七十三条の二(選挙に関する届出等の期限)」を加え、同条の表第二百五十四条の二第一項の項の次に次のように加える。

第一百七十三条の二 第十五章

農業委員会等に関する法律第二百五十四条において準用する第十五章(第二百四条、第二百五条第五項及び第二百八条の規定を除く。)

(日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法の一部改正)

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和四十年法)

国民に関しては、出入国管理及び難民認定法

(昭和二十六年政令第三百十九号)第二十二条

本案に賛成の諸君の起立を求めて

の「第一項中「六十日」とあるのは、「六十日

(その末日が地方自治法第四条の二第一項の地方公共団体の休日に当たるときは、地方公共団体の休日の翌日までの期間)」とする。

第六条第一項中「(昭和二十六年政令第三百十九号)」を削る。

九号】を削る。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもつて可決されました。

た。

○議長(土屋義彦君) 日程第二 裁判所の休日に

関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長塩

田(昭和六十三年十二月八日)を代表して報告す

ます。

○議長(土屋義彦君) 告を添えて報告する。

法務委員長 塩田 義彦殿

審査報告書

裁判所の休日に

関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたしました。

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年十二月八日

参議院議長 土屋 義彦殿

審査報告書

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、裁判所において、土曜閉庁方式による週休二日制を実施するため、日曜日、国民の祝日に亘る法律に規定する休日及び年末年始に、毎月の第二及び第四土曜日を加えた日を裁判所の休日とし、その日には裁判所の執務は原則として行わないものと定め、これに伴い、司法行政に関する事項についての裁判所に対する申立て、届出等の行為の期限の特例その他の関連する法律の期間計算規定について所要の整備を行なうほか、検察審査会の休日に閑して裁判所の休日と同様の法整備を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、本法律案に対しましては、地方公共団体の土曜閉庁の積極的な推進を図るために措置等に質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、地方公共団体の土曜閉庁の積極的な推進を図るために措置等に質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府並びに最高裁判所は、本法施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 土曜閉庁の実施に当たつては、職員の配置等について留意し、裁判手続における国民の権利行使に支障が生じないようにするとともに、國民に対する司法サービスの低下をもたらすことのないようすること。

二 土曜閉庁の実施に当たつては、その趣旨について國民から十分な理解を得るよう適切な措置を講ずること。

三 職員の年間総実勤務時間の短縮を図るため、年次休暇の消化の促進、完全週休二日制の早期実現等について、格段の努力をすること。右決議する。

裁判所の休日に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年十一月十八日

衆議院議長 原 建三郎

参議院議長 十屋 義彦

裁判所の休日に関する法律案

(裁判所の休日)

第一条 次の各号に掲げる日は、裁判所の休日とし、裁判所の執務は、原則として行わないものとする。

一 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日

二 國民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定は、裁判所の休日に裁判所が權限を行使することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第二条 裁判所職員の給与、保障及び服務その他の司法行政に関する事項についての裁判所に対する申立て、届出その他の行為の期限で法律又は最高裁判所規則で規定する期間をもつて定められるものが裁判所の休日に当たるときは、裁判所の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし、法律又は最高裁判所規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(民事訴訟法の一部改正)

第二条 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一百五十六条第二項中「其ノ他ノ一般ノ休日」を「毎月ノ第二土曜日若クハ第四十曜日、國民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)ニ規定スル休日、一月一日、一月三日又ハ十一月二十九日乃至十二月三十一日」に改める。

(刑事訴訟法の一部改正)

第三条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第三項中「一月一日二日三日、十一月二十九日三十日三十一日又は一般の休日として指定された日」を「毎月の第二土曜日若しくは第四土曜日、國民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、一月一日、一月三日又は十一月二十九日から十二月三十一日までの日」に、「但し」を「ただし」に改める。

(裁判所の休日に関する法律案)

(裁判所の休日に関する法律案)

第一条 次の各号に掲げる日は、裁判所の休日とし、裁判所の執務は、原則として行わないものとする。

一 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日

二 國民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定は、裁判所の休日に裁判所が權限を行使することを妨げるものではない。

前項に掲げる日が検察審査会の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い検察審査会の休日でない日に前項のくじを行わなければならない。

第九章中第四十六条の前に次の二条を加える。

第四十五条の二 検察審査会の休日について
年法律第 号 第一条の規定を準用する。

(刑事訴訟法施行法の一部改正)

第五条 刑事訴訟法施行法(昭和二十三年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条に次のただし書きを加える。

ただし、期間の計算については、新法による。

(刑事訴訟法施行法の一部改正)

第一条 刑事訴訟法施行法(昭和二十三年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条に次のただし書きを加える。

ただし、期間の計算については、新法による。

(民事訴訟法の一部改正)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、下稲葉理事より、土曜閉庁に對処するための執務体制のあり方等に関する自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び西川委員共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。
○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、下稲葉理事より、土曜閉庁に對処するための執務体制のあり方等に関する自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び西川委員共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。
○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、下稲葉理事より、土曜閉庁に對処するための執務体制のあり方等に関する自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び西川委員共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。
○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、下稲葉理事より、土曜閉庁に對処するための執務体制のあり方等に関する自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び西川委員共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立求めます。

〔賛成者起立〕

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、下稲葉理事より、土曜閉庁に對処するための執務体制のあり方等に関する自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び西川委員共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立求めます。

〔賛成者起立〕

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、下稲葉理事より、土曜閉庁に對処するための執務体制のあり方等に関する自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び西川委員共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立求めます。

〔賛成者起立〕

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、下稲葉理事より、土曜閉庁に對処するための執務体制のあり方等に関する自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び西川委員共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立求めます。

〔賛成者起立〕

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、下稲葉理事より、土曜閉庁に對処するための執務体制のあり方等に関する自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び西川委員共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 行政機関 次に掲げる機関をいう。
- イ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第一項に規定する国の行政機関として置かれる機関(ロの政令で定める特別の機関が置かれる機関にあつては、当該特別の機関を除く。)及び法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関
- ロ 国家行政組織法第八条の三の特別の機関のうち政令で定めるもの

二 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それに限り当該個人を識別できるものを含む。)をいふ。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

三 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書図面の内容を記録するための処理その他政令で定める処理を除く。

四 個人情報ファイル 一定の事務の目的を達成するため体系的に構成された個人情報の集合物であつて、電子計算機処理を行うため磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確實に記録している。)に記録されたものをいう。

五 处理情報 個人情報ファイルに記録されている個人情報をいう。

六 处理情報の本人 处理情報において識別される個人のうち、電子計算機処理上他の個人の氏名、生年月日その他の記述又は他の個人別に付された番号、記号その他の符号によらないで検索し得るものをいう。

(適用除外)

第三条 統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報及び同法第八条第一項の規定により総務省長官に届け出られた統計調査によって集められた個人情報並びに統計報告調整法(昭和二十七年法律第百四十八号)の規定により総務省長官の承認を受けた統計報告(同法第四条第二項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の収集によつて得られた個人情報については、この法律の規定は、適用しない。

- 2 個人情報ファイルを保有する行政機関 (以下「保有機関」という。)の長は、ファイル保有目的に必要な範囲内で、処理情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。
- 三 第二章 個人情報の電子計算機処理 (個人情報ファイルの保有)
- 四 第四条 行政機関は、個人情報ファイルを保有する(自らの事務の用に供するため個人情報ファイルを作成し、又は取得し、及び維持管理する)ことをいい、個人情報の電子計算機処理の全部

又は一部を他に委託してする場合を含み、他からその委託を受けてする場合を含まない。以下同じ。)に当たつては、法律の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、できる限りその目的を特定しなければならない。

2 個人情報ファイルに記録される項目(以下「ファイル記録項目」という。)の範囲及び処理情報の本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下「ファイル記録範囲」という。)は、前項の規定により特定された個人情報ファイルを保有する目的(以下「ファイル保有目的」という。)を達成するため必要な限度を超えないものでなければならない。

(個人情報の安全確保等)

第五条 行政機関が個人情報の電子計算機処理又はせん孔業務その他の情報の入力のための準備作業若しくは磁気テープ等の保管(以下「個人情報の電子計算機処理等」という。)を行うに当たり総務省長官に届け出られた統計調査によつて集められた個人情報並びに統計報告調整法(昭和二十七年法律第百四十八号)の規定により総務省長官の承認を受けた統計報告(同法第四条第二項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の収集によつて得られた個人情報については、当該行政機関の長(第二条第一号ロの政令で定める特別の機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)は、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他行政機関の長(第二条第一号ロの政令で定める特別の機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)は、個人情報の適切な管理のために必要な措置(以下「安全確保の措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。

- 2 個人情報ファイルを保有する行政機関(以下「保有機関」という。)の長は、ファイル保有目的に必要な範囲内で、処理情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。
- 三 第二章 個人情報の電子計算機処理(個人情報ファイルの保有)
- 四 第四条 行政機関は、個人情報ファイルを保有する(自らの事務の用に供するため個人情報ファイルを作成し、又は取得し、及び維持管理する)ことをいい、個人情報の電子計算機処理の全部

じめ、総務省長官に對し、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするとときは、変更する事項についても、同様とする。

一 個人情報ファイルの名称

二 保有機関の名称及び個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称

三 ファイル保有目的

四 ファイル記録項目及びファイル記録範囲

五 处理情報の収集方法

六 处理情報を保有機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

七 次条第一項の規定により個人情報ファイル等に掲載される個人情報ファイル(第十三条第一項ただし書に掲げるもの及び第十九条の規定により全部の処理情報について第十三条第一項本文の規定が適用されないこととなるものを除く。)にあつては、第十三条第一項本文の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

八 次条第二項の規定に基づきファイル記録項目の一部若しくは第五号若しくは第六号に掲げた事項を個人情報ファイル等に記載しないこととするとき、又は同条第三項の規定に基づき個人情報ファイルを個人情報ファイル等に掲載しないこととするときは、その旨

- 九 第十三条第一項ただし書に該当するため同項本文の請求ができない個人情報ファイルについて、その旨
- 十 他の法律又はこれに基づく命令の規定により、処理情報の内容の全部若しくは一部が免許証、許可証、通知書その他の書類に記載さ

れ、これらが既に処理情報の本人に交付され

ているとき、処理情報の内容の全部若しくは

一部が公表され若しくは閲覧に供されている

とき、処理情報の本人が処理情報の内容の全

部若しくは一部を知らせるべき旨の請求をす

ることができるとき、又は第十三条第一項本

文の規定が適用される処理情報についてその

内容の全部若しくは一部の訂正、追加若しく

は削除(以下「訂正等」という。)に関し特別の

手続が定められているときは、その旨及び当

該法律又は命令の名称

十一 その他政令で定める事項

十二 前項の規定は、次の各号に掲げる個人情報

一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル

二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル

三 行政機関の職員又は職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに連する事項を記録するもの(行政機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている処理情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、そ

のファイル保有目的、ファイル記録項目及び

ファイル記録範囲が当該通知に係るこれらの

事項の範囲内のもの

六 一年以内に消去することとなる処理情報の

業務上必要な連絡のために利用する処理情報

七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は

又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付

又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

八 職員が単独で作成する個人情報ファイルで

あつて、処理情報を専ら自己の職務の遂行の

ために保有機関の内部で使用するもの

九 職員が学術研究の用に供するためその発意

に基づき作成し、又は取得する個人情報ファ

イルであつて、処理情報を専ら当該学術研究

の目的のために使用するもの

十 処理情報の本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイルであつて、処理情報

を保有機関以外の者に提供することが予定されていないもの

十一 第三号から前号までに掲げる個人情報

ファイルに準ずるものとして政令で定める個

人情報ファイル

十二 第三号から前号までに掲げる個人情報

ファイルに準ずるものとして政令で定める個

人情報ファイル

十三 保有機関の長(第二条第一号ロの政令で定める特別の機関にあつては、第五条第一項の政令で定める者をいう。以下同じ。)は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該保有機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第十号に該当するに至ったときは、遅滞なく、総務庁長官に対する旨を通知しなければならない。

(個人情報ファイルの作成及び閲覧)

第七条 保有機関の長は、政令で定めるところにより、当該保有機関が保有している個人情報

ファイル(前条第二項各号に掲げるものを除く。)について、それぞれ同条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項を

記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」とい

う。)を作成し、一般的の閲覧に供しなければなら

ない。

八 前項の規定にかかわらず、保有機関の長は、

ファイル記録項目の一部又は前条第一項第五号

若しくは第六号に掲げる事項を個人情報ファイ

ル等に記載することにより、ファイル保有目的

九 職員が学術研究の用に供するためその発意

に基づき作成し、又は取得する個人情報ファ

イルであつて、処理情報を専ら当該学術研究

の目的のために使用するもの

十 処理情報の本人の数が政令で定める数に満

たない個人情報ファイルであつて、処理情報

を保有機関以外の者に提供することが予定さ

れていないもの

十一 第三号から前号までに掲げる個人情報

ファイルに準ずるものとして政令で定める個

人情報ファイル

十二 第三号から前号までに掲げる個人情報

ファイルに準ずるものとして政令で定める個

人情報ファイル

十三 保有機関の長(第二条第一号ロの政令で定め

る特別の機関にあつては、第五条第一項の政令

で定める者をいう。以下同じ。)は、第一項に規

定する事項を通知した個人情報ファイルについ

て、当該保有機関がその保有をやめたとき、又

はその個人情報ファイルが前項第十号に該当す

るに至ったときは、遅滞なく、総務庁長官に対

して、当該保有機関がその保有をやめたとき、又

はその個人情報ファイルが前項第十号に該当す

るに至ったときは、遅滞なく、総務庁長官に対

して、当該保有機関がその保有をやめたとき、又

はその個人情報ファイルが前項第十号に該当す

るに至ったときは、遅滞なく、総務庁長官に対

六 前各号に掲げる事務に準ずるものとして政令で定める事務

(個人情報ファイルの公示)

第七条 保有機関の長は、第六条第一項の規定によ

る通知を受けた個人情報ファイルについて、少

なくとも毎年一回、同項第一号から第七号ま

で、第九号及び第十号に掲げる事項を官報で公

示するものとする。ただし、同条第三項の規定による通知があつた個人情報ファイルについて

は、この限りでない。

八 前項の規定にかかわらず、総務庁長官は、次

の各号に掲げる個人情報ファイルについては、

当該各号に掲げるファイル記録項目の一部又は

事項の公示をしないものとする。

九 前項の規定にかかわらず、総務庁長官は、次

の各号に掲げる個人情報ファイルについては、

当該各号に掲げるファイル記録項目の一部又は

事項の公示をしないものとする。

十 前項の規定にかかわらず、総務庁長官は、次

の各号に掲げる個人情報ファイルについては、

当該各号に掲げるファイル記録項目の一部又は

事項の公示をしないものとする。

十一 前項の規定にかかわらず、総務庁長官は、次

の各号に掲げる個人情報ファイルについては、

当該各号に掲げるファイル記録項目の一部又は

事項の公示をしないものとする。

十二 前項の規定に基づき個人情報ファイル等に記

載しないこととされた個人情報ファイルについては、

該記載しないこととされたファイル記録項目

六号に掲げる事項を個人情報ファイル等に記

載しないこととされた個人情報ファイル等に記

載しないこととされた個人情報ファイルについては、

該記載しないこととされたファイル記録項目

六号に掲げる事項を個人情報ファイル等に記

載しないこととされた個人情報ファイルについては、

該記載しないこととされたファイル記録項目

六号に掲げる事項を個人情報ファイル等に記

載しないこととされた個人情報ファイルについては、

該記載しないこととされたファイル記録項目

六号に掲げる事項を個人情報ファイル等に記

載しないこととされた個人情報ファイルについては、

ときは、第一項の規定による公示の際当該通知の内容を併せて公示するものとする。

(処理情報の利用及び提供の制限)

第九条 処理情報は、法律の規定に基づき、保有

機関の内部において利用し、又は保有機関以外の者に提供しなければならないときを除き、

ファイル保有目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

前項の規定にかかるわらず、保有機関の長は、

ファイルのいずれかに該当すると認めるときは、次の場合のいずれかに該当すると認めるときは、

前項の規定にかかるわらず、保有機関の長は、

ファイル保有目的以外の目的のために利用し、

情報を利用し、又は提供することができる。た

だし、処理情報をファイル保有目的以外の目的

のために利用し、又は提供することによって、

処理情報の本人又は第三者の権利利益を不當に

侵害するおそれがあると認められるときは、こ

の限りでない。

一 処理情報の本人の同意があるとき、又は処

理情報の本人に提供するとき。

二 保有機関が法律の定める所掌事務の遂行に

必要な限度で処理情報を内部で利用することにつ

いて、当該処理情報を利用することにつ

いて相当な理由のあるとき。

三 保有機関以外の行政機関、地方公共団体又

は法律により直接に設立された法人若しくは

特別の法律により特別の設立行為をもつて設

立された法人(総務省設置法(昭和五十八年法

律第七十九号)第四条第十一号の規定の適用

を受けない法人を除く。以下「特殊法人」とい

う。)に処理情報を提供する場合において、処理情報の提供を受ける者(以下「受領者」とい

う。)が、法律の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で処理情報を使用し、かつ、当該

処理情報を使用することについて相当な理由

のあるとき。

四 前二号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために処理情報を提

供するとき、処理情報の本人以外の者に提供

することが明らかに処理情報の本人の利益に

なるときその他の処理情報を提供することにつ

いて特別の理由のあるとき。

五 前項の規定は、処理情報の利用又は提供を制

限する他の法律の規定の適用を妨げるものでは

ない。

六 前項の規定は、処理情報の利用又は提供を制

限する他の法律の規定の適用を妨げるものでは

ない。

七 前項の規定は、処理情報の利用又は提供を制

限する他の法律の規定の適用を妨げるものでは

ない。

八 前項の規定は、処理情報の利用又は提供を制

限する他の法律の規定の適用を妨げるものでは

ない。

九 前項の規定は、処理情報の利用又は提供を制

限する他の法律の規定の適用を妨げるものでは

ない。

十 前項の規定により、前条第二項第三号に掲げ

る者に提供する場合において、必要があると認

めるとときは、受領者に対し、提供に係る処理情

報について、その使用目的若しくは使用方法の

制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措

措置を講ずることを求めるものとする。

十一 前項の規定により、前条第二項第三号に掲げ

る者に対し制限を付し、又は必要な措置を講ず

ることを求めるに当たっては、保有機関の長

は、これらの者の事務又は業務の遂行を不當に

阻害することのないよう留意するものとする。

(個人情報の電子計算機処理等の受託者の責務)

第十二条 第五条第一項の規定は、行政機関から

個人情報の電子計算機処理等の委託を受けた者

が受託した業務を行う場合について準用する。

(個人情報の電子計算機処理等に従事する者の義務)

第十三条 個人情報の電子計算機処理等を行なう行

政機関の職員若しくは職員であった者又は前条

の受託業務に従事している者若しくは従事して

いた者は、その業務に関して知り得た個人情報

の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目

的に使用してはならない。

第十四章 処理情報の開示及び訂正等

(処理情報の開示)

第十五条 何人も、保有機関の長に対し、自己を

のファイル保有目的以外の目的のための保有機

関の内部における利用を特定の部局又は機関に

限るものとする。

(受領者に対する措置要求)

第十六条 保有機関の長は、個人の権利利益を保護する

ため特に必要があると認めるときは、処理情報

のファイル保有目的以外の目的のための保有機

関の内部における利用を特定の部局又は機関に

限るものとする。

(処理情報の開示)

第十七条 何人も、保有機関の長に対し、自己を

の開示(処理情報が存在しないと

きにその旨を知らせる)を請求することができる。

ただし、学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)に規定する学校

における成績の評価又は入学者の選抜に関する

事項を記録する個人情報ファイル、病院、診療

所又は助産所における診療に関する事項を記録

する個人情報ファイル及び刑事案件に係る裁判

2 未成年者又は禁治産者の法定代理人人は、本人に代わって前項の開示の請求(以下「開示請求」という。)をることができる。

3 保有機関の長は、開示請求があつたときは、

次条第一項に掲げる場合を除き、開示請求をし

た者(以下「開示請求者」という。)に対し、書面

により、当該開示請求に係る処理情報について

開示をしなければならない。ただし、開示請求

者の同意があるときは、書面以外の方法により

開示をすることができます。

(処理情報の不開示)

第十八条 保有機関の長は、開示請求に係る処理

情報について開示することにより、次の各号

のいずれかに該当することとなると認める場合

には、当該処理情報の全部又は一部について開

示をしないことができる。

一次に掲げる事務のいずれかの適正な遂行に

支障を及ぼすこと。

イ 第七条第三項第一号から第五号までに掲

げる事務

ロ 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に

基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若し

めるとときは、受領者に対し、提供に係る処理情

報について、その使用目的若しくは使用方法の

制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措

置を講ずることを求めるものとする。

ハ 立入検査その他の法律の規定に基づく調

査権の行使に関する事務

ニ 学識技能に関する試験、資格等の審査、

補償金、給付金等の算定その他これらに準

ずる評価又は判断に関する事務

一 処理情報が第三者から取得した情報に係る

ものである場合において、保有機関と当該第

三者との協力関係又は信頼関係を損なうこと。
三 個人の生命、身体、財産その他の利益を害すること。

2 保有機関の長は、前項の規定に基づき処理情報の全部又は一部について開示をしない旨の決定（以下「不開示決定」という。）をしたときは、その旨及び理由を記載した書面を開示請求者に交付しなければならない。

（開示等の期限）

第十五条 第十三条第三項の開示又は不開示決定（以下この条において「開示等」という。）は、開示請求を受理した日から起算して三十日以内にしなければならない。

2 保有機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に開示等をすることができないときは、開示等をすることができるに至つた後遅滞なくこれをすれば足りる。この場合において、保有機関の長は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、同項の期間内に開示等をすることができない理由及び開示等の期限を書面により通知しなければならない。

（官報による開示）

3 開示請求者は、第一項に規定する期間内（前項の規定により開示等の期限が通知された場合にあつては当該期限まで）に開示等がなされないときは、不開示決定があつたものとみなすことができる。

（手数料等）

第十六条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

2 開示請求をする者は、政令で定める場合を除き、前項の手数料のほか郵送料を納付して、第十三条第三項の書面の送付を請求することができる。

（処理情報の訂正等）

第十七条 保有機関の長は、第十三条第三項の規定による開示を受けた者から、書面により、開示に係る処理情報の訂正等の申出があつたときは、申出に係る処理情報の内容の訂正等に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定により

特別の手続が定められている場合を除き、ファイル保有目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対して、書面で通知するものとする。

2 前項の規定に基づき訂正等の申出をした者は、同項の通知の内容に不服があるときは、保有機関の長に対し、再調査の申出をすることができる。

（政令への委任）

第十八条 第十三条第一項、第十四条第二項、第十五項及び前条第一項の書面の記載事項、第十三条第二項の規定による法定代理人の開示請求に必要な書類、開示請求者が開示請求に係る処理情報の本人であることを確認するため必要な手続その他開示請求、開示の方法及び処理情報の訂正等に関し必要な事項は、政令で定める。

（他の法律との関係）

第十九条 他の法律又はこれに基づく命令の規定により、処理情報の内容の全部若しくは一部が

免許証、許可証、通知書その他の書類に記載され、これらが既に処理情報の本人に交付されているとき、処理情報の内容の全部若しくは一部ができるときは、当該全部又は一部が公表され若しくは閲覧に供されているとき、又

は処理情報の本人が処理情報の内容の全部若しくは一部を知らせるべき旨の請求をすることが可能であるときは、当該全部又は一部の処理情報について、第十三条第一項本文の規定を適用しない。

第四章 雜則

第二十一条 偽りその他不正の手段により、第十三条第三項の規定による開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

（地方公共団体の施設）

第二十二条 保有機関の長は、処理情報の利用、提供若しくは開示又は処理情報の訂正等の申出に係る苦情その他処理情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（資料の提出及び説明の要求）

第二十三条 総務省長官は、行政機関における個人情報の電子計算機処理等に関する事務の実施状況について必要があると認めるときは、行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

（意見の陳述）

第二十四条 この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

（意見の陳述）

（特殊法人の講ずる措置）

第二十五条 第二項及び前条第一項の書面の記載事項、第十三条第二項の規定による法定代理人の開示請求に必要な書類、開示請求者が開示請求に係る処理情報の本人であることを確認するため必要な手続その他開示請求、開示の方法及び処理情報の訂正等に関し必要な事項は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章及び第二十三条（同条中第九条第二項及び第十条第一項に係る部分を除く。）の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

認を受けた報告徵集によつて得られた統計報告とみなして、改正後の統計法第十五条の二の規定を適用する。

3 施行日前に改正前の統計報告調整法の規定に基づく承認を受けた報告徵集によつて得られた統計報告であつて承認期間が施行日以降にわたるもの、第一項の既存統計報告とみなして、前一項の規定を適用する。

審査報告書
行政機関の休日に関する法律案
行政機関の休日に関する法律
(行政機関の休日)

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年十一月八日

内閣委員長 大城 真順
参議院議長 土屋 義彦殿

官 報 (外)

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公務の効率的な運営を図りつつ土曜閉庁方式による週休二日制を実施するため毎月の第二土曜日及び第四土曜日を行政機関の休日とする等の措置を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

1、費用
別に費用を要しない。

行政機関の休日に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年十一月十八日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 土屋 義彦殿

休日に当たるときは、行政機関の翌日をもつてその期限とみなす。ただし、法律又は法律に基づく命令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 次の各号に掲げる日は、行政機関の休日とし、行政機関の執務は、原則として行わないものとする。

第一条 次の各号に掲げる日は、行政機関の休日とし、行政機関の執務は、原則として行わないものとする。

一日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日

二 国民の祝日にに関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる各機関、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる各機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関並びに会計検査院をいう。

3 第一項の規定は、行政機関の休日に各行政機関(前項に掲げる一の機関をいう。以下同じ。)がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)
第二条 国の行政庁(各行政機関、各行政機関に置かれる部局若しくは機関又は各行政機関の長その他の職員であるものに限る。)に対する申請、届出その他の行為の期限で法律又は法律に基づく命令で規定する期間(時をもつて定める期間を除く。)をもつて定めるものが行政機関の規定による改正後の国家公務員退職手当法第三条

から第六条まで、法律第百六十四号附則又は法律第三十号附則の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、そ

の多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

(関税法の一部改正)

第四条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「日曜日又は政令で定める休日(以下「休日」という。)」を「行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。)

第三条第一項中「一十五日」を「二十三日」に改める。

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に在職する職員であつて俸給が日額で定められている者が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができた前条による改正前の国家公務員退職手当法第三条から第六条まで、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第百六十四号)附則第三項(以下「法律第百六十四号附則」という。)又は国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四八年法律第三十号)附則第五項から第八項まで(以下「法律第三十号附則」という。)の規定による退職手当の額が、前条の規定による改正後の国家公務員退職手当法第三条

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)の前日に在職する職員であつて俸給が日額で定められている者が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができた前条による改正前の国家公務員退職手当法第三条から第六条まで、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第百六十四号)附則第三項(以下「法律第百六十四号附則」という。)又は国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四八年法律第三十号)附則第五項から第八項まで(以下「法律第三十号附則」という。)の規定による退職手当の額が、前条の規定による改正後の国家公務員退職手当法第三条

第三十三条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「日曜日、休日又はこれらの日以外の日」を「行政機関の休日又はこれ以外の日」に、「積卸」を「積卸し」と、「但し」を「ただし」に改める。

第三十七条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「日曜日、休日又はこれらの日以外の日」を「行政機関の休日又はこれ以外の日」に、「取扱」を「取扱い」と、「但し」を「ただし」に改める。

第七十九条第一項中「左の」を「次の」に、「因り」と「より」に、「除外」を「除外ほか」に改め、同項第七号中「日曜日又は休日」を「行政機関の休日」に、「これらの日」を「その行政機関の休日」に、「但し」を「ただし書」に改める。

第九十八条第一項中「日曜日、休日又はこれ以外の日」を「行政機関の休日又はこれ以

「定める」に改め、同条第一号中「積卸」を「積卸し」と、「取扱」を「取扱い」と、「日曜日、休日又はこれらの日以外の日」を「行政機関の休日又はこれ以外の日」に改める。

附則第三項を次のように改める。

3 第百条(手数料)の規定は、次に掲げる行為が行政機関の休日(日曜日又は国民の祝日に關する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。)において大蔵省令で定める時間内に行われる場合には、これらの行為に係る許可又は承認については、行政機関の休日に関する法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

一 第十九条(勤務時間外の貨物の積卸し)に規定する貨物の積卸し又は積込み

二 第三十三条(勤務時間外の貨物の出し入れ又は取扱い)(第三十六条(許可を受けて保稅地域外に置く外国貨物)において準用する場合を含む。)に規定する貨物の出し入れ又は取扱い

三 第九十八条第一項(臨時開行)に規定する税關の臨時の執務

(土地収用法の一部改正)

第五条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第一百三十五条第一項中「但し、」を「ただし、毎月の第二土曜日及び第四土曜日並びに」に改める。

(職業価格安定法の一部改正)

第六条 職業価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日又は日曜日」を「行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第一号)第一条第一項各号に掲げる日」に改める。

(特許法の一部改正)

第七条 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、一月一日、一月三日又は十二月二十日から十二月三十一日までに当る」を「行政機關の休日に関する法律(昭和六十三年法律第一号)第一条第一項各号に掲げる日に当たる」に改める。

(総務庁設置法の一部改正)

第九条 総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第六号の次に次の一号を加える。

六の一 行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第一号)の施行に関する事務を行うこと。

(土地収用法の一部改正)

審査報告書

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十九年十一月十八日)

参議院議長 土屋 義彦殿

昭和六十三年十一月十八日

参議院議長 原 健二郎

昭和六十三年十一月十八日

衆議院議長 原 健二郎

昭和六十三年十一月十八日

参議院議長 土屋 義彦殿

昭和六十三年十一月十八日

衆議院議長 原 健二郎

昭和六十三年十一月十八日

参議院議長 土屋 義彦殿

昭和六十三年十一月十八日

衆議院議長 原 健二郎

昭和六十三年十一月十八日

参議院議長 土屋 義彦殿

昭和六十三年十一月十八日

衆議院議長 原 健二郎

昭和六十三年十一月十八日

昭和六十三年十一月八日

内閣委員長 大城 真順

参議院議長 土屋 義彦殿

一、年次休暇の完全取得の促進、超過勤務の縮減、休暇制度の拡充等により、年間総労働時間の短縮に努めること。

右決議する。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

休土曜日のある週にあつては月曜日から金曜日までの五日間、それ以外の週にあつては月曜日から土曜日までの六日間においてその割振りを行ふものとする。ただし、各府の長は、特別の勤務に従事する職員については、人事院規則で定める期間につき一週間当たり一日以上の割合で勤務を要しない日を設ける場合に限り、人事院規則の定めるところにより、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

4 各府の長は、職員に前項の規定による勤務を要しない日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち人材院規則で定める期間内にある勤務日を勤務を要しない日に変更し、当該勤務日は割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。ただし、当該期間内にある勤務日のうち半日勤務時間（通常の勤務日の勤務時間の二分の一に相当する勤務時間として人事院規則で定める勤務時間）を以下同じ）のみが割り振られている日（以下「半日勤務日」という。）を勤務を要しない日に変更することは困難であるときは、人事院規則の定めることにより、半日勤務日以外の勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間は当該勤務日に割り振ることをやめ、当該半日勤務時間は当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができ。

5 船舶に乗り組む職員で人事院規則で定めるものの勤務時間については、当該職員が前二項の

規定により勤務時間が割り振られた時間以外の時間に人命を救助するため緊急を要する作業その他の人材院規則で定める作業に従事する場合には、第一項又は第二項に規定する勤務時間のほか、当該作業に従事する時間は、当該職員の勤務時間とする。

第十七条中「第十四条第四項又は第五項」を「第十四条第三項」に、「日曜日以外の日」を「毎日曜日」に改め、「定められていて」の下に「職員以外の」を加え、「これらの規定」を同項及び同条第四項の規定に改める。

第十九条中「一週間」を「一週間当たり」に改める。

附則第十一項から第十五項までを削り、附則第十六項を附則第十一項とし、附則第十七項を附則第十二項とし、附則第十八項を附則第十三項とする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（人材院規則への委任）

2 この法律の施行に関し必要な事項は、人材院規則で定める。

（防衛庁職員給与法の一部改正）

六十六号の一部を次のように改正する。

附則第十七項を削り、附則第十八項を附則第十七項とする。

（国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律の一部改正）

経過と結果を御報告申し上げます。

まず、個人情報保護関係の二法律案は、いずれも第百十二回国会に提出され、衆議院において総審査となつたものであります。

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案の内容は、第一に、本法律は、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とすること。

第二に、行政機関は、所掌事務を遂行するため必要な限度において、かつ、できる限り目的を特定して個人情報ファイルを保有することとし、総務庁長官は、一定の事由に該当する場合を除き、個人情報ファイルの保有目的、記録項目等について公示すること。

第三に、行政機関の長は、本人から、個人情報の開示請求があつたときは、原則として、これを開示することとし、訂正等の申し出があつたときは、調査し、その結果を通知すること等であります。

四条の規定に相当する条例の規定による勤務時間とあるのは、「給与法第十四条の規定に相当する条例の規定による勤務時間のうち条例の規定により当該教育職員」として指定する勤務を要しない時間を除いた時間」とする。

附則第三項を削る。

統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案の内容は、第一に、指定統計調査以外の統計調査の結果知られた秘密に属する事項についても、指定統計調査と同様、その秘密は、保護されなければならないこと。

第二に、指定統計調査等の実施者は、調査票等を適正に管理するための必要な措置を講じなければならぬこととするほか、統計調査の運営上必要な規定の整備を行おうとするものであります。

次に、土曜閉庁関係の二法律案について申し上げます。

行政機関の休日に関する法律案の内容は、行政機関において土曜閉庁方式による週休二日制を実施するため、毎月の第二及び第四土曜日を、従来から休日として扱っている日曜日、国民の祝日等と合わせて行政機関の休日とするとともに、国が行政庁に対する申請、届け出等の期限である日が期限とみなすこと等であります。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、土曜閉庁方式の導入に伴う週休二日制及び勤務時間制度の改正についての本年八月四日の人事院勧告を実施するためのものであります。その内容は、日曜日並びに毎月の第二及び第四土曜日等四週間につき二の土曜日は勤務を要しない日とするとともに、各府の長は、勤務を要しない日に特に勤務させる必要がある場合は、かわりの日を勤務を要しない日として休ませることができるなどであります。

委員会におきましては、個人情報保護関係二法律案について参考人から意見を聴取するとともに、各法律案について広範多岐にわたり質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表して吉川委員より、個人情報保護法案に対し、個人情報の収集及び保有の規制を強化すること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、四法律案並びに修正案について各会派から討論の後、順次採決の結果、行政機関の保有

する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案は、吉川委員提出の修正案が否決され、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定し、統計法及び統計報告調整法の一部を改正する

法律案、行政機関の休日に関する法律案及び一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、いずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、個人情報保護法案に対し十二項目から成る附帯決議を、また、一般職職員給与法改正案に対する四項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。
午前十時十六分散会

出席者は左のとおり。

議員　及川 順郎君　議長　土屋 義彦君
　　勝木 健司君　副議長　瀬谷 英行君

刈田 貞子君　片上 公人君
　　橋本孝一郎君　平野 清君

青木 茂君　木本平八郎君
　　中野 鉄造君　猪熊 重二君

塙出 啓典君　太田 淳夫君
　　広中和歌子君　坂山 映子君

飯田 忠雄君　小西 博行君
　　柳澤 鍊造君　松岡滿壽男君

林 寛子君　星 長治君
　　高桑 栄松君　堀江 正夫君

降矢 敬義君　中野 明君
　　栗林 卓司君　和田 敦美君

三木 忠雄君　珠子君
　　高木健太郎君　田中 省吾君

西川 潔君　多田 恒男君
　　陣内 孝雄君　田中 正巳君

喜屋武眞榮君　坪井 幸男君
　　下村 泰君　　正一君

佐藤謙一郎君　二木 秀夫君
前島英三郎君　矢野俊比古君
吉川芳男君　石原健太郎君
寺内弘子君　守住有信君
添田増太郎君　林健太郎君
志村哲良君　海江田義造君
井上孝君　高木正明君
増岡康治君　田代由紀男君
谷川寛三君　大河原太一郎君
高平公友君　井上裕君
伊江朝雄君　後藤正夫君
佐々木満君　亀長友義君
長谷川信君　鶴崎均君
植木光教君　石本茂君
長田裕二君　鈴木省吾君
世耕政隆君　梶木又三君
岡野裕君　倉田茂君
大浜方栄君　竹山裕君
石井道子君　宮崎秀樹君
松浦孝治君　野沢太三君
永野茂門君　青木幹雄君
小野清子君　大塚清次郎君
木宮和彦君　久世公亮君
柳川覺治君　吉村真事君
石井一二君　大城眞順君
宮澤弘君　杉山令肇君
藤井孝男君　岩本政光君
水谷力君　岩上二郎君
板垣正君　岩本政光君
坂野重信君　岩本政光君
村上正邦君　下条進一郎君
村上昭子君　真鍋賢二君
山東一精君　沢田一精君

○議長(土屋義彦君)　總員起立と認めます。

よって、三案は全会一致をもつて可決されました。

〔賛成者起立〕

〔賛成者起立〕

よって、本案は可決されました。

次に、統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案、行政機関の休日に関する法律案及び一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〔賛成者起立〕

よって、三案は全会一致をもつて可決されました。

昭和六十三年十二月九日 参議院会議録第十二号

第一回
明治三十五年三月二十日
郵便物記可日

発行所

〒 105

東京都港区虎ノ門二丁目一番四号
大藏省
電官報課
電ダ印
(セイヤル)
電イ印
(セイイン)
一定
一価
一部

一一八